

業務改善助成金について

岡山働き方改革推進支援センター

社会保険労務士 高橋 由理香

1

本日の内容

- ①業務改善助成金とは
- ②助成金の対象となる事業者
- ③助成金の手続きの流れ
- ④助成金の対象となる経費
- ⑤助成金の金額
- ⑥注意点



2

①業務改善助成金とは

- ・生産性向上とともに賃金引上げに取り組む、中小企業・小規模事業者を支援する制度

具体的には……

- ・事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度

3

事業場内最低賃金の引上げ

+

設備投資等

機械導入 コンサルティング
教育訓練……



助成金支給！！
(費用の一部助成)

4

②助成金の対象となる事業者

- 中小企業・小規模事業者であること
- 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



5

岡山県の場合

最低賃金
892円／時給
(令和4年10月1日～)

差額30円以内

922円以下(時給)の労働者がいる事業場が対象！

6

最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金



通勤手当、家族手当、残業代等は対象外

基本給だけでなく、職務手当、資格手当等も対象

7

③助成金の手続きの流れ

- ①労働局へ交付申請(計画) (期限:令和6年1月31日)
- ②労働局より交付決定
- ③事業実施(賃金引上げ、機械等購入、就業規則の整備) (令和6年2月28日までに完了)
- ④支給申請(事業の実施報告)
- ⑤支給決定



8

事業実施計画書

1 申請企業の規模等	①資本金又は 出資の総額	300万円	②企業全体で常時使 用する労働者の数	15人	
	③本店所在地	東京都千代田区麹町4-9-1			
2 業務 改善等を行 う事業 種	①事業種別の名称	株式会社 株式会社 ●●●			
	②所在地	〒100-0001			
	③電話番号	03-XXXX-XXXX	④常時使用する労働者の数	15人	
	⑤事業内容	生産性向上事業			
3 助成事業の種類	⑥事業分類	大分類 助成業・小企業 中分類 飲食料品小企業			
	(1) 賃金引上げ額 (①30円コース、②45円コース、③60円コース、④90円コース) 引上げ率に○をすること。				
ア 常時使用する労働者 <small>※扶養家族等を含む労働者の賃金引上げ額を記載すること。0円の場合は「0」と記載すること。また、該当者が多く書き切れない場合は、別紙（様式任意）に記入すること。</small>	労働者氏名	性別	生年月日	採用 年月日	時間給又は 時間給月額
	新採用 労働者 花子	女	平成25年 5月1日	平成26年 10月1日	910円
	新採用 労働者 月子	女	平成22年 10月1日	平成27年 11月1日	930円
	新採用 労働者 一郎	男	昭和56年 9月1日	平成25年 4月1日	1000円
イ 事業場内最低賃金を 引き上げる計画	①賃金計算期間 毎月1日～末日		②賃金支払日 毎月15日		③引上げ率に○をすること。
④引上げ年月日	令和○年	○月	○日	⑤別表第1の第4欄に基づく引上げ労働者数 2人	
⑥引上げ額	氏名	労働者	引上げ額	円	
	氏名	新採用 花子	引上げ額	45	
	氏名	新採用 月子	引上げ額	45	
	氏名		引上げ額	円	
	氏名		引上げ額	円	

① 法人の場合に記入してください。

② 日本標準産業分類に基づき記入してください。日本標準産業分類については総務省のホームページ (http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html) をご覧ください。

なお、助成金の対象となる中小企業事業者かどうかは4ページをご覧ください。

③ 賃金を引き上げる労働者だけでなく、申請時点で「⑤常時使用する労働者の数」に含まれる労働者全員について記入してください。

④ 事業場内最低賃金を引き上げる労働者だけでなく、引上げ後の賃金額を下回る労働者のうちコース額以上引上げる労働者も含めて人数を記入してください。

交付申請時に、見積書は **2社分必要**

交付申請時に、引上げ対象者だけでなく、**常時雇用する労働者の時給単価を記入する必要があります**

3ヶ月以上雇用されている人が必要

④助成金の対象となる経費

生産性向上・労働能率の増進に資する設備投資等

- ・ 国家資格者による経営コンサルティング費用
- ・ 人材育成、教育訓練費
- ・ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新等

導入することによって労働効率が
あがること！！

助成金対象経費の例



【設備投資】

- ・POSレジシステム導入による**在庫管理の短縮**
- ・リフト付き特殊車両の導入による**送迎時間の短縮**

【経営コンサルティング】

- ・専門家による業務フロー見直しによる**顧客回転率の向上**

【その他】

- ・店舗改装による**配膳時間の短縮**

11

⑤助成金の金額(上限額)

助成限度額		()内は事業場規模30人未満の場合の上限額				
コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額(万円)					
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上 ※1	
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)	
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)	
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)	
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)	

【岡山県の助成率】

事業場内最低賃金

① 892円~919円
4/5 (80%)

② 920円~922円
3/4 (75%)

生産性要件 ※2 を満たした場合

① 9/10 (90%)

② 4/5 (80%)

12

事業場規模10人
 事業場内最低賃金 900円→945円
 引上げ人数 2人
 かった経費 200万円の場合



助成率は80%
 かった経費は200万円なので
 $200万円 \times 80\% = 160万円$

45円引上げコース
 人数2人なので**上限額は
 110万円**

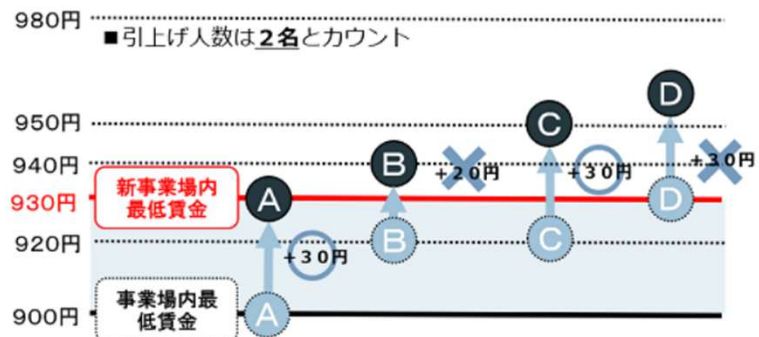
110万円支給される！

「引き上げる労働者数」の数え方

事業場内最低賃金の労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者もカウント

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



⑥ 注意点

1. 交付決定前の設備導入等は対象外となる
2. 交付申請時の見積書は2社分が必要
3. 3ヶ月以上雇用されている労働者が必要
4. 事業場内最低賃金を引き上げると、以後はそれを下回る賃金で雇用できない
5. 賃金を引き上げることで労災保険料、雇用保険料もあがる(労務費があがる)
6. 10人未満の事業場でも就業規則が必要
7. 交付申請(計画)の期限は令和6年1月31日までだが、早く締め切る場合もある
8. 不正受給は絶対ダメ！！



15

問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号: 0120-366-440(受付時間 平日 8:30~17:15)

岡山労働局 雇用環境・均等室

〒700-8611

岡山県岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

電話番号: 086-224-7639

ご清聴
ありがとうございました



16